



発行 東京都

目次

規則

○がん登録等の推進に関する法律施行細則……(福祉保健局保健政策部健康推進課)……

告示

○令和二年度都が広域的に処理する産業廃棄物の受入計画……(環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課)……

告示(公)

○指定講習機関の特定講習の休止……

規則

がん登録等の推進に関する法律施行細則を公布する。

令和二年三月二十四日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十一号

がん登録等の推進に関する法律施行細則

(目的)

第一条 がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一十一号。以下「法」という。)の施行については、法、がん登録等の推進に関する法律施行令(平成二十七年政令第三百二十三号。以下「政令」という。)及びがん登録等の推進に関する法律施行規則(平成二十七年厚生労働省令第三百三十七号)に定めるもののほか、この規則

の定めるところによる。

(都道府県がん情報の保有の期間の例外)

第二条 政令第九条第二項及び第十条第二項の都道府県の規則で定める場合は、都道府県がん情報を利用するがんに係る調査研究の性質上、当該都道府県がん情報を五年以上分析する必要がある場合とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第三百七十六号

東京都産業廃棄物条例(平成四年東京都条例第四百十号)第十六条第二項の規定により、広域的に処理する産業廃棄物の令和二年度の受入計画を次のとおり定める。

令和二年三月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 受入産業廃棄物の排出区域 東京都全域

二 受入産業廃棄物の種類、受入場所及び受入基準 別表のとおり

三 受入量 年量九〇、〇〇〇トン

四 受入対象事業者

(一) 産業廃棄物を排出する事業場を都内に有する者であって、次に掲げるもの

ア 小売業に属する事業を主たる事業として営むものにあつては、資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人

イ サービス業に属する事業を主たる事業として営むものにあつては、資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人

ウ 卸売業に属する事業を主たる事業として営むものにあつては、資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人

- エ 製造業、建設業、運輸業その他の業種（アからウまでに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むものにあつては、資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人
 - (一)に規定する者から中間処理の委託を受け、かつ、都内に中間処理施設を有する産業廃棄物処分業者
 - (三) その他特に知事が受入れの必要があると認める者
- 五 処分方法 埋立処分
- 六 搬入者の範囲 四に掲げる事業者のうち知事が搬入を承認した事業者又はその者から運搬を委託された産業廃棄物収集運搬業者
- 七 搬入者の遵守事項
- (一) 搬入できる産業廃棄物は、受入基準にあつたものに限る。
 - (二) 運搬は、あらかじめ届出をした車両に限る。
 - (三) 運搬中は、シート掛け等により産業廃棄物の飛散防止措置を講じること。
 - (四) 処分場の受付において産業廃棄物搬入カード及び産業廃棄物管理票を提出すること。
 - (五) 検査に必要な産業廃棄物の抜取りに協力すること。
 - (六) 処分場内においては、係員の指示に従うこと。

別表

受入産業廃棄物の種類、受入場所及び受入基準

産業廃棄物の種類	受入場所	受 入 基 準			
		個 別 基 準	共 通 基 準		
あらゆる事業活動に伴うもの	中央防波堤外側埋立処分場又は新海面処分場	無機性汚泥（建設汚泥を除く。）に限る。含水率85パーセント以下のもの 油分の含有率5パーセント以下のもの 熱しやく減量10パーセント以下のもの	1 無害なものに限る。 2 有害物質については、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）第1条に規定する基準に適合するもの	1 特別管理産業廃棄物でないこと（廃石綿等を除く。）。 2 次に掲げるものが付着し、又は封入されていないこと。 (1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物、劇物及び特定毒物 (2) 農業取締法（昭和23年法律第82号）第1条の2に規定する農薬 (3) 油分（汚泥は、個別基準による。） (4) 著しい発色性又は発泡性を有するもの	
		(1) 乾式にあつては、飛散防止措置を講じたもの (2) 湿式にあつては、含水率85パーセント以下のもの	再生利用できないものに限る。	3 各種類の産業廃棄物の混載をしていないこと。ただし、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず及びゴムくずの相互間の混載を除く。 4 処分場の管理運営に支障がないものであること。	
		中空の状態でないものであって、破碎処理をし、10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下のもの			
		金属くず	中空の状態でないものであって、破碎、切断等の処理をし、10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下のもの。ただし、廃石綿等は、注2及び注3による。	再生利用できないものに限る。	3 各種類の産業廃棄物の混載をしていないこと。ただし、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず及びゴムくずの相互間の混載を除く。 4 処分場の管理運営に支障がないものであること。
		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず			
		ゴムくず	(1) 中空の状態でないものであって、破碎、切断等の処理をし、最大径15センチメートル以下のもの (2) 溶融加工処理をし、10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下のもの	再生利用できないものに限る。	3 各種類の産業廃棄物の混載をしていないこと。ただし、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず及びゴムくずの相互間の混載を除く。 4 処分場の管理運営に支障がないものであること。

注 1 コンクリートくずとは、コンクリート製品の製造工程から発生するコンクリート製品の不良品等の廃棄物をいう。
 2 廃石綿等とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条の4第5号トに定めるものをいう。
 3 廃石綿等の搬入に当たっては、おおむね10キログラム以下かつ最大径30センチメートル以下にセメント固化し、十分な強度を有するプラスチック袋に入れ、二重に梱包すること。
 また、他の産業廃棄物と混載しないこと。
 4 工作物の新築、改築又は除去に伴うコンクリート破片等（がれき類）は、搬入できない。
 5 感染性医療廃棄物等（非感染性に処理した物を含む。）は、搬入できない。

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第113号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第14条第1項の規定により、次の指定講習機関から特定講習の休止の許可の申請があり、これを許可したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和2年3月24日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子
記

指定講習機関の名称、住所及び代表者の氏名	休止する特定講習の種類	休止する期間
日の丸自動車学校 目黒区三田一丁目6番27号 代表取締役 富田 和佳	普通自動車、 大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車 免許に係る初心運転者講習	令和2年4月1日 から令和3年3月31日までの間

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

